

道路後退用地取得事業へのご協力をお願いします

町では、狭あい道路(幅員1.8m以上4.0m未満の道路)を解消し、安全安心に暮らせる道路環境づくりを進めています。

そのために、住宅などの建築行為の際に、道路後退(セットバック)した部分の用地取得を行っております。

～道路後退用地取得の流れ～

- 1 事前相談
- 2 現地確認・用地測量
- 3 道路後退用地譲渡申込書の受付
- 4 売買契約(寄附の場合は不要)
- 5 分筆登記・所有権移転登記等の登記処理
- 6 土地代金の支払い(寄附の場合は不要)
- 7 後退部分の簡易舗装



※用地測量費、登記費用及び用地取得費については、事前に建設課と協議・相談をお願いします。

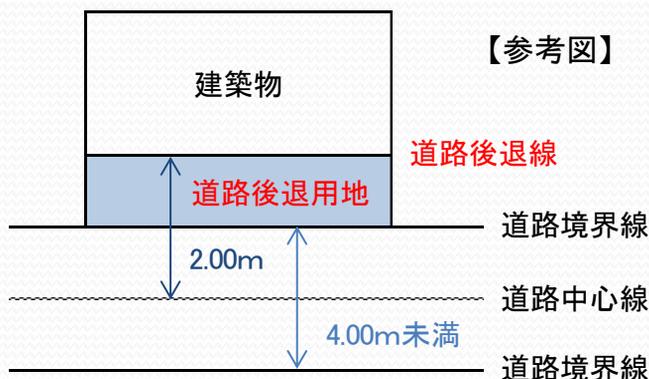
※道路後退用地内にある工作物(塀など)は、提供いただく方の責任において撤去していただきます。

※この流れは、一般的な流れを示したものです。

～対象となる道路について～

建築基準法第42条第2項により指定された、清水町が所有・管理する道路が対象となります。

道路後退は、原則として道路の中心から2mの範囲になります(右図参照)。



問い合わせ

清水町建設課管理係 〒411-8650 駿東郡清水町堂庭210-1 (別館2階)
TEL:055-981-8228 FAX:055-973-1809